

答申書「鹿追町議会議員定数・報酬及び改革・活性化策について」

現職議員各位は1期4年の任期を迎え、議会を構成する適正な議員数と議員報酬について検証・検討する必要性から、「鹿追町議会基本条例」に鑑み、適正な議会運営の確立のために当審議会に下記の3事項についての諮問がありましたので、それぞれに大変難しい課題ではありましたが、できるだけ根拠を持ちながらさらには町民に納得・理解されるように、また我々審議会委員も自分自身が理解し、説明できる答申内容となるよう慎重に審議した結果、ここに答申書として提出します。

記

1. 諮問「鹿追町議会議員定数について」

答申：別紙1のとおり

2. 諮問「鹿追町議会議員の議員報酬について」

答申：別紙2のとおり

3. 諮問「鹿追町議会のさらなる改革・活性化策について」

答申：別紙3のとおり

【別紙 1】 答申書「鹿追町議会議員定数について」

議会の存在意義は、その活動の真価にある。議会活動の目標は、①町の発展と平和で豊かな生活環境の構築、②町民の福祉充実と幸福な生活基盤の整備にあるが、これは行政執行者・執行機関も同じである。

その目標実現のために、各々の役割、権能が定められており、議会の役割、権能は①住民の意見集約と行政への反映、②政策提案、政策決定、③行政執行者・執行機関への監視、チェック、④情報の発信にある。

議会の役割を円滑に遂行していくために、議会を構成する議員数が何名必要なのか、すなわち議員定数を何名とするかになる。その必要数を求める基準、根拠として、行政政策内容（自治事務、行政事業、町長施策）と執行体制（役場組織と職員数）状況、町財政状況、議会活動の方策（本会議中心主義か委員会中心主義か）及び独自事業の展開状況、過去の定数推移と理由、近隣町村議会の状況等についてそれぞれに把握、分析した結果、町政・事業等は充実促進を目指し新たな課題に果敢に取り組んでいる状況にあり、町議会においても町民意識を捉える努力を推進しながら自律意識を高める活動を行い、町と連携を保ちながら町づくりに奮闘している。

この現状を踏まえて、さらには多くの町民が納得、理解する定数について模索した結果、議員定数は平成21年において議員自身が町の財政状況も考慮し、議会活動を13人から2人減の11人を妥当とし積極的に取り組んでいくとしたばかりであるだけに、引き続き町民からの期待として裏切ることなく継続して奮闘してもらうことを強く望み、この度の議員定数への諮問については現状維持の「11人」とすることを答申とする。

【追記】

望ましい議員構成として、大きな課題ではあるが年代性、性別、産業性、職業性等の立場で構成されているのが、組織上バランスのとれた町政推進、町課題解決にも繋がると思われる。

議員は立候補制であり、選挙の洗礼を経て当選の結果成り得るものであるが、立候補にしても当選後にしても、特に若者や子育て世代には、生活上問題や時間的な拘束に関わる問題等が多々あり、生活給となる議員報酬や時間的拘束への対応等が必要になる。

町民の理解も必要なので今後さらに、議会は町民とともに望ましい議員構成が成り得る環境条件等について積極的に検討すべきことを付記する。

☆参考として

帯広市議会議員の一般議員の報酬が月額470,000円で、議員32名中、30代1名、40代1名、50代14名、60代14名、70代2名で、働き盛り層が半数を占めている。

現実問題として、生活給としての保障が見込まれれば立候補者も期待ができ、当選後の活躍にも専念できる一つの環境条件になる。

議員定数を考えるポイント、要因、根拠等

【指標】

- ・町政策⇒町の現状、課題、財政力、将来計画と予測、展望
- ・地理的要件⇒人口、面積
- ・近隣町村議会及び類似町村議会との比較

【根拠】

- ・議会の存在は、町執行者ととともに町の発展と町民のために働く（活動）ことにある。このことは、町づくりを展開する行政執行の規模に連動して議会組織を構成することになり、議員の必要な定数もそこから導き出してくることになる。

【最近の主な町施策】

- ・バイオガスエネルギー事業展開・拡大計画
- ・ジオパーク事業
- ・小中高一貫教育の継続充実促進
- ・幼保一体化事業
- ・鹿追高等学校学科への看護科導入推進計画
- ・農産品等加工開発研究事業（マンゴー栽培、チョウザメ飼育と販路など含む）

【議会独自事業の展開】

- ・議会基本条例の下、町民意見聴取活動の新たな取り組みとして広報広聴常任委員会活動の促進（議員は各委員会に重複して所属している）
- ・議会報告会やまちなか会議を始めとして各種団体との意見交換の実施
- ・議会白書の発行
- ・政務活動費による調査研究（※今後、その成果と実績効果が望まれる）
- ・視察訪問者（団）への説明と情報交換実施

【町財政状況】

- ・本町の財政状況を示す各種財政関係数値は、引き続き健全性を維持している。

【人口、面積】

- ・人口は漸減傾向にあるものの大きな変化、激動要因はない。

【近隣町村議会との比較】

- ・管内町村議会議員定数との比較において、おおよそ適正と判断できる。

【別紙2】

答申書「鹿追町議会議員報酬について」

“適正な議員報酬額”を求めることは難しく困難を極める。国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員の報酬にあつては、理論的根拠やあるべき基準の明示がなく、中には職務が違うにも関わらず所在する役所部課長職の給料を算定基準にしている実態もある。

議員報酬はどう考えるのが妥当なのか。議会・議員活動の実績評価や貢献度から算定できる計算式があれば適当と考えるが、算定方式がないだけに現在の報酬額がそれによって算出しているとは言い難い。

鹿追町における議員報酬は、鹿追町議会基本条例第19条で「職責に適した報酬を基本とし、議会及び議員活動の評価を基に、町の情勢と財政状況を考慮する」としている。

議会・議員活動の役務の対価としては、議会・議員の権能を有した役割が町や町民のために有効に役立っており、評価されているのかを判断することが求められる。

特に報酬額の増減に関しては、町の財政状況、地域経済の動向と社会情勢等を勘案して、特別な事情がない限り、町理事者とともに「鹿追町特別職報酬等審議会」の判断を尊重し、その取扱いに準ずるべきと考える。

第三者審議会としては、議員の報酬について現状では変更を来す大きな要因がないだけに現行の報酬を継続維持するしかないと考えるが、議員という地位にある国、都道府県、市、町村での報酬額の違いについて独自に疑問を呈している。それぞれに公務に職する立場にあるが、その報酬額で2.5倍～7倍近くの開きがあり各種手当を含めた年収額では更に差が開く状態にある。

役務の活動としては町村議会議員が住民生活に一番密着・接触して問題解決、生活の安定・向上に貢献している実態にあるが、その報酬額については一町村だけで主張しても無理難題なので（住民感情からして、なぜ自分の町の議員だけが他より突出しているのかと疑問を持たれることが窺われるため）、現職議員としての責務を自覚して、議員職務に専念する“議員専業”の在り方も検討し、十勝町村議会議長会、北海道町村議会議長会、全国町村議会議長会に働きかけ問題提起して、問題意識を高めて全体の町村議会議員の地位と職分の向上を図

るとともに報酬も相応に認定されるべく行動を始めることがより適正な報酬実現への第一歩と考える。

それがない限り及び状況変化等の要因がない限り、現況においては議員の報酬額は繰り返しになるが現状維持とすべきと考える。

また、この報酬についてはシビアな面もあり町民理解が欠かせないだけに、議会としても説明を果たしながら町民の声、意見を聴取してどう捕らまえていくべきかを検討すべきと考える。

以上、議員報酬については多岐にわたり検討、熟慮する内容が多いだけに、その一部分を論じた面があるが、できるだけ身近な根拠を求めて判断し答申とする。

【別紙3】 答申書「鹿追町議会のさらなる改革、活性化策について」

時代の趨勢、住民ニーズ・要請等を適確に捉え、議会活動も適宜リニューアル、リフレッシュしながら行政課題にスピーディに対応できる体制づくりが求められる。そして、その結果として住民からの高い評価と支持が得られることが肝要である。

町民は、議会に対しては日常の細かな生活問題や生活環境の安全と安心、住みやすい町づくりに尽力してくれること、親しみやすく分かりやすい信頼感持てる議会活動と議員姿勢を望んでいると考えられるだけに、常に町民とのコンタクトを意識した熟度の高い議会活動のあり方が望まれる。

そこで、本町の議会における“さらなる改革、活性化策について”は、まず現在活動中の取り組みについて検証の上、「継続成熟度アップ」、「スクラップアンドビルド（リニューアル）」、途中だが必要度の低くなったものは「廃止・中止」をするなど、メリハリをつけてじっくりと力をつけた実績作りに力を入れ対処していくことが活気ある活動に繋がっていくと考える。

拙速に新しいものに飛びつきただ単に模様替えをただけにすぎないようなことはあってはならず、新たな取り組み（リフレッシュ）については、その目的、必要性、経費、効果、将来性等を十分検討・計画の上、対応の可否を判断することが重要である。

以上を踏まえて、“さらなる改革、活性化策”として次のことを提言し、参考にしていただければと考える。

①一般質問の活発化

一般質問の機会は、議員それぞれにとって行財政全般にわたって執行者の政策所信、執行機関の行政状況や疑義を問いただす絶好のチャンスである。

この貴重なチャンスを有意義に積極的に活用していく姿勢や取り組みを検討すべきと考える。

②政策提案、提言の活発化

執行機関からの議案審議に終わるだけでなく、その議案等に対する逆提案や提言、また議会自身が町づくりに対する提案、提言を積極的に行うことも大事であると考え。そのためには議会で議論、熟慮することが求められる。

③委員会活動における提案及び提言の活発化

各委員会の所管事務及び所管課への行政課題について、積極的に提案、提言していくことで町民に直結する生活、福祉の充実を図っていくこと。

④町、町民及び議会のための条例提案と制定

町、町民に関わる条例制定は執行機関からの提案に真摯に対応するとともに、必要があればその条例の精度充実のために議会独自に修正提案することも時には必要なことである。さらに、議会単独で町、町民、議会それぞれに関わる条例の制定に向けた取り組み、対応も検討すべきと考える。

⑤政務活動費効果アップ

町づくり、町民の福祉生活充実、諸課題解決のために調査、研究することが主たる目的の政務活動費であるだけに、その成果実現のために町や町民に還元できる活きた制度になっていなければならない。そういう意味からして、成果、効果が目に見えて分かるようもっと努力していただきたい。そして、町民にその功績をアピールすることも、政策活動費支給への理解に繋がる。

⑥対町民関係の促進策

現職の議員各位は、多種多様な議員人材で構成された議会を望んではいるが現況では到底困難な状況であるので、町民から年代別、性別、職業別、産業別、生活環境等課題を抱えている世代等を考慮して、各種の問題と解決策等を協議する“場”を議会として開催することで、議員構成の補完を成すとともに町民とのコンタクトを幅広く密接に保持、促進することはどうか。

⑦通年議会

年4回の定例会と臨時会の開会制から、通年制に変更することでいつでも開会でき、緊急時にも即対応できるので一見よさそうに考えるが、その良否、長短等は不明なので、議決決定の円滑運用に最良の方策を選択していただければと考える。

⑧議場の活性化、利活用の検討

そもそも議場は“神聖かつ厳格”な場所であるべきで、議会の会議中は規律秩序を守らなければならない。しかし、このことが町民にとっては格式が高く、近寄りがたい所になっている。町民、傍聴者がもっと気軽に入場できたり、利活用できる“厳格かつ身近な議場”の方策を検討してはどうか。